

令和4年度第1回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会 会議録

1 日 時 令和5年3月17日(金) 午後2時30分から午後4時15分まで

2 場 所 三条市役所三条庁舎 3階 第一会議室

3 出席者

(1) 委員

会長 坂西 哲昌 新潟県弁護士会 片桐・坂西・阿部法律事務所
副会長 佐藤 英夫 三条市自治会長協議会 三条地区
委員 大竹 吾一 三条市自治会長協議会 下田地区
委員 坂井 祐介 三条市PTA連合会 外部委嘱委員
委員 佐藤 勝志 三条地区学校警察連絡協議会
委員 長谷川 徹 三条地区金融機関防犯連絡協議会 会長
委員 殖栗 孝雄 三条市社会福祉協議会 副会長
委員 阿部 成基 三条飲食店組合 副組合長
委員 本多 和利 三条警察署 生活安全課 課長
(代理出席：片桐 翔平 三条警察署 生活安全課 係長)

※欠席：委員 大竹 秀樹 三条市自治会長協議会 栄地区
委員 西潟 精一 三条地区職場警察連絡協議会 会長

(2) 三条市

ア 事務局

上原 勝善 三条市市民部長
五十嵐 康之 三条市市民部環境課長
長谷部 潔 三条市市民部環境課課長補佐
坂上 和也 三条市市民部環境課生活安全・交通係長
篠田 敏規 三条市環境課生活安全・交通係主任
大平 春菜 三条市環境課生活安全・交通係主任

イ 関係課

松原 康之 三条市教育委員会学校教育課指導主事

4 次 第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議題

ア 報告事項

- (ア) 通学路等への防犯カメラ設置事業について
- (イ) 三条市犯罪被害者等支援条例の制定について

イ 協議事項

- (ア) 令和4年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の評価について
 - (イ) 三条市安全・安心なまちづくり推進計画の改定について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 議事録

(1) 事務局あいさつ

上原部長

本日は、来年度に向けて新たに検討を進めている案件を含め、4件の議題について御意見を頂戴したい。

一つ目は、通学路等への防犯カメラ設置事業である。令和3年7月の協議会で報告した通学路への防犯カメラの設置状況等について報告したい。

二つ目は、犯罪被害者支援についてである。昨年9月に三条市犯罪被害者等支援条例が制定されたため、その条例に関する取組について報告したい。

三つ目は、令和4年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の進捗状況の評価についてである。今年度の取組状況について、御協議をお願いしたい。

四つ目は、三条市安全・安心なまちづくり推進計画の改定についてである。第二次計画が令和4年度までとなっていることから、現計画を引き継ぎ、令和5年度から令和9年度までの計画を新たに策定するものであり、その内容について御協議をお願いしたい。

これらの取組に対し、関係分野を代表される委員の皆様から御意見や御助言を頂きたい。

(2) ア 報告事項 (ア) 通学路等への防犯カメラ設置事業について

坂上係長

配布資料No. 1-1の1ページ及び2ページを御覧いただきたい。趣旨については、犯罪に弱い立場にある子供たちの安全・安心を守るため、市内の小学校19校及び義務教育学校等の通学路に防犯カメラが設置するものである。期待する効果としては、犯罪の予防と事件が発生した場合の解決の円滑化、この2点を効果として期待している。右側に子ども向け不審者事案の発生件数を記載しており、令和2年度は増加したが、今年度は昨年度より減少している状況である。

設置状況については、今年度は全 57 台の設置を計画しており、現時点で設置はほぼ完了している。令和 5 年度と令和 6 年度についても、今年度と同様に小学校等の通学路に各校 2 台から 5 台の設置で進めたいと考えている。また、令和 7 年度以降は通学路以外の場所への設置を検討する。

設置箇所については、子どもたちの不審者事案が発生するような場所、周囲からの目が届きにくい場所、助けを求められるような住宅が少ない場所を学校と協議の上、通学路が映るよう、基本的に高所となる電柱に設置をしている。学校から地元の自治会や PTA などと協議していただいた後、教育委員会及び警察と調整した上で設置を進めている。

管理及び運営については、新潟県の条例に基づく指針を参考に、市が設置、管理及び運用に関する要綱を策定した。稼働時間は常時 24 時間稼働とし、市で管理責任者を置き、取扱担当者を定める形で管理を行う。画像の取扱については、複製、加工を禁止とし、閲覧する際は ID・パスワードを設定する。保存期間は 14 日間とし、自動上書きにより順次消去する。取出の際は電柱にあるため、専門業者に委託して、SD カードを取出す。画像の提供については、事件発生時の警察等からの要請以外は基本的に想定をしていない。保守点検は定期的に行う予定としている。右側の写真を御覧いただきたい。撮影時のイメージとなるが、住民のプライバシー配慮のため、基本的にはその民家にボカシを入れて、対応をしている。

機器の概要について、右側の参考画像を御覧いただきたい。夜も鮮明に映る高性能のカメラを設置している。カメラの中に SD カードがついており、その SD カードに画像が記録される。Wi-Fi を内蔵しているため、付近に行けばパソコンで画像を閲覧できる。Wi-Fi からのダウンロードも可能だが、時間がかかるため、画像を確認したい時は、基本的に SD カードの回収を専門業者にお願いする。維持管理については、外から見えるランプが赤色になった場合、異常が発生しているということを確認できる仕様になっている。形状は、表紙に写真を掲載しているので、御覧いただきたい。筒型のカメラだと、雪がレンズに付着して見にくいことがあるが、この下向きのタイプだと、雪が付着にくいものとなっている。記録時間については、14 日間で随時上書きするという形になっている。

配布資料 No. 1—2 を御覧いただきたい。こちらは、防犯カメラの設置、管理及び運用に当たって、規定に基づいて運用することで市民の安全・安心な生活を確保するとともに、被撮影者の保

護を図るため、こういった取扱いを定めている。
概要については以上の説明になる。

- (3) ア 報告事項 (ア) 通学路等への防犯カメラ設置事業について 意見交換
- 坂井委員 森町小学校区では、防犯カメラの設置場所について議論する中で、道の駅ただの駐車場等の地区以外の方がよく来る場所への設置を提案したが、現在の設置基準と異なるということだった。その認識でいいか。
- 五十嵐課長 防犯カメラの設置箇所は、令和6年度までは基本的に通学路を考えている。その後は、学校やPTAから要望があれば、柔軟に対応したい。
- 佐藤副会長 学校からの要望であれば、検討するではなく、すぐに対応してほしい。
- 五十嵐課長 公共施設内については、公共施設の所管課が防犯カメラをつけるべきだという認識で、当課所管の防犯カメラ事業については、今年度各学校に依頼した。ただ、学校もしくはPTAから要望があれば、その設置箇所については柔軟に考えたい。ただ、実際に公共施設に設置するとなると、公共施設と協議した上での対応になるため、その点は御理解いただきたい。
- 坂西会長 不審者が発生した場所の特定ができると思うが、その点は設置箇所の選定に反映しているのか。
- 五十嵐課長 選定の目安として、3点考えている。1点目は目が届きにくい場所、2点目は助けを求められる住宅が少ない場所、3点目は車で近寄りやすい箇所である。この3点を考慮し、学校とPTAとの協議の上、選定をしていただいている。学校では、この3点に加え、不審者が発生した場所も考慮してカメラの設置箇所を選定していただいていると認識している。
- 坂西会長 不審者が発生した場所を地図に落とし込んで、各学校に配布しないと、各学校が把握できないのではないかと。
- 坂上係長 学校では過去に不審者事案が起きた場所については、把握をされていると認識している。

片桐氏	警察では、不審者事案の相談または事件発生等で通報いただいた際、学校及び市の教育委員会とも情報を共有しているため、学校も認識をしていると理解している。
坂西会長	防犯カメラの設置については、過去に発生した場所を地図に落とし込んで共有することを検討してほしい。
五十嵐課長	会長から御指摘いただいた点について、改めて確認した上でしっかりと対応していきたい。
坂西会長	令和4年度に設置する57台の防犯カメラの設置箇所については、市民に発表する予定はあるのか。
五十嵐課長	現時点では公表していない。今後、公表をすることがいいのか公表しない形にして抑止効果を狙うのかを検討し、公表するのであれば速やかに行いたい。
坂西会長	法令に基づく警察等からの要請の場合、どこに防犯カメラが設置されてるかわからないと要請ができないため、公表しない場合、何らかの方法で必要になった人には、開示していただけるのか。
五十嵐課長	当市の情報公開請求によって、開示をすることは可能である。公表しないで抑止効果を狙う場合、開示請求があった際は公開できる部分のみ公開し、また、公表できるようであれば、ホームページ等で速やかに公表したい。

(4) ア 報告事項 (イ) 三条市犯罪被害者等支援条例の制定について

坂上係長	<p>配布資料 No. 2 を御覧いただきたい。近年、誰しもある日突然、犯罪に巻き込まれる可能性がある中で、犯罪被害者支援の重要性が全国的に高まっている。そのため、関係機関からの要請等も踏まえ、昨年9月26日に犯罪被害者等支援条例を制定した。この条例によって、市をはじめとした犯罪被害者支援の関係者の責務及び主要な支援事項等が明確化され、総合的、計画的、継続的な支援を実施することができると考えている。</p> <p>実施事業として、(1) から (5) まで主な事業を記載している。1点目は、犯罪被害者等への見舞金の支給である。支給の基準は</p>
------	---

新潟県の同様の見舞金制度と合わせており、故意の犯罪にあった本人または家族を支給対象としている。警察による国の給付金制度もあるが、自治体からも支給をすることで、犯罪被害者の経済的負担の軽減及び迅速な支援の実施が可能になる。遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円となっており、昨年9月から現時点で対象となる事案はない。2点目は、犯罪被害者等の雇用の安定のための事業者への啓発活動である。現在、市のホームページに啓発のページを作成し、犯罪被害者等への配慮を事業者にお願いをしている。来年度は、啓発用チラシを作成し、どうやって事業者へ周知したらいいかを現在、検討している。3点目の市民等及び事業者の理解促進のための広報・啓発・教育活動については、市民等に犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を深め、二次被害が発生することのないような配慮をお願いするもので、市の広報の様々なツール及び学校や教育委員会に依頼して、学校教育の中で理解促進の活動をお願いしていきたい。それから、4点目の総合的対応窓口の設置については、犯罪被害者等支援に関係する部署が福祉や公営住宅等様々な分野にまたがるため、必要なところに繋ぐ対応窓口を環境課に設置している。条例の制定後、まだ犯罪被害者等からの相談はないが、いざ事件が起こったときに、相談に乗れるような体制を作っている。5点目のその他については、5項目記載している。「生活支援及び精神的負担への支援」、「心身に受けた影響から回復できるよう福祉サービスの提供等を支援」については、市の福祉分野で既にある制度を活用し、被害者等への支援を実施していく。「個人情報への取扱いへの配慮」については、市個人情報保護条例等に基づく取扱い上の配慮を明記し、本条例で規定している。また、「市営住宅への入居の配慮」についても、関係する条例で規定しているが、本支援条例でも規定するものである。また、「民間支援団体への支援」については、現時点で市内に該当する民間団体は特段ないが、将来、市内で活動する団体が現れた場合には、市でまちづくり交付金等で支援を行うことを想定している。

3ページは、犯罪被害者等から市環境課に相談があった場合、どのように関係する分野に繋ぐかを示すフロー図になる。場合によっては、市の福祉分野のケースワーカーや教育委員会の担当者等で既に担当している場合もあるかと思うので、こちらに記載したフローについてはあくまで一つの例である。

4ページ以降については、条例第1条から第18条までの各条項の概要となっている。

(5) 報告事項 (イ) 三条市犯罪被害者等支援条例の制定について 意見交換
意見なし

(6) イ 協議事項 (ア) 令和4年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗
状況の評価について

坂上係長

配布資料 No. 3-1 を御覧いただきたい。まず、計画の概要になるが、1 ページに「意識づくり」として、1 広報啓発活動、2 情報発信、3 教室・教育の充実という項目立てをしている。それぞれの事業名の後に令和4年度の成果目標、担当課があり、実施状況を後のページに記載している。

2 ページについては、「地域づくり」として1 自主活動の促進、2 防犯力の向上、3 高齢者・子供の安全確保という項目立てになっており、それぞれの事業及び成果目標が記載されている。

3 ページについては、「環境づくり」として1 学校・通学路・駅等における安全確保、2 道路・公園等における安全確保、3 住宅の防犯性向上と相談体制の整備となっている。こちらも事業名及び成果目標がそれぞれあり、担当課を決めて計画を立てている。

具体の評価については、4 ページ以降で説明したい。まず、1 の「意識づくり」について、ABC 評価で成果目標以上の成果を残したものを A、成果目標どおりを B、成果目標に達成しなかったものを C という評価をしている。

簡単に説明すると、自転車鍵かけ運動については、ロックの日である、6 と 9 が付く日に自転車の鍵かけ運動をする計画だが、9 月 6 日は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、年 1 回実施となり、評価としては C となった。

スーパーにおける街頭啓発活動については、警察と連携をして 13 回実施したため、B とした。

それから、「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」の実施については、様々なツールを使い、特殊詐欺防止の周知を図った。特に昨年度から、警察と市との合同で、コンビニエンスストアや金融機関で特殊詐欺被害の防止に貢献された方に対して、三条市長及び三条警察署長の連名で感謝状を贈呈するという取組を始めている。取組が報道されることによって、市民に、特殊詐欺の注意喚起の周知ができたため、目標通りで B としている。

広報、ホームページへの掲載については、特殊詐欺や不審者事案が引続き発生しているため、様々なツールを使い、発信をしている。評価は B とした。

三条市メールの配信については、教育委員会及び学校と連携す

るだけでなく、市の高齢介護課に情報を共有し、高齢者に対しても特殊詐欺の情報提供を行っている。登録者数が現在、約1万2,000人となっており、成果目標通りとしてBにしている。

それから、事業者への情報提供、意識啓発については、事業者向けに県主催の防犯講習会が例年あり、その案内を各事業者へ周知を行う予定だったが、今年度その講習会自体が開催されなかったことで、事業者向けの取組を実施することができなかつたため、評価としてはCとしている。

続いて、次ページを御覧いただきたい。防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送は、今年度振り込め詐欺の不審電話が多発した時期があったため、特殊詐欺の注意喚起の放送を1件行った。そのため、こちらは目標通り行ったということでBにしている。

薬物乱用防止教室の特別授業については、学校で取組みいただいたということで目標通りBとしている。

関係機関と連携した児童・生徒への指導についても、学校で生徒指導の研修会やネットトラブル防止教室等を開催していただいているため、目標通りにBとしている。

高齢者教室と連携した防犯講話については、中央公民館で行われている講座で特殊詐欺の啓発チラシを配布した実績があったため、目標通りBとしている。

続いて、Ⅱの地域づくりである。防犯パトロールグッズの斡旋については、5自治体から要望があり、対応したため、目標通りでBとしたい。

防犯協会負担金については、予定通り支出をしているため、Bの評価をしている。

防犯カメラの設置等に関する支援については、計画時点では、直接市が設置することを想定していなかったため、あくまで自治体独自の防犯カメラの設置事業に対する支援を想定していたが、それに加えて今年度、市で通学路に防犯カメラを設置したため、想定以上ということでAとしたい。

登下校時の見守りパトロールについては、目標通り実施されたということでBとなる。

それから、子ども110番の家についても各学校で周知を行ったということでBとなる。

高齢者家庭訪問については、高齢者の家を訪問し、特殊詐欺の啓発を行うものだが、新型コロナウイルス感染症の影響で、個別の家庭訪問を行わなかった。代替として、セカンドライフ応援ステーションに登録している高齢者にチラシ送付を行ったが、目標に達しなかったということでCとした。

高齢者への情報提供については、地域包括支援センターによって、高齢者が集まる場等で消費者被害に関する啓発を行った。それから、消費者の被害に関する相談に 10 件程度対応したということで目標通り B としたい。

高齢者等見守り事業については、地域住民主体の見守り活動を資料に記載した内容で行ったため、目標通り B としたい。

不審者情報の共有化については、関係課、警察等と連携して情報を得た不審者情報についてメール配信やホームページ、ツイッター等により周知しているため、B としたい。

青少年指導委員によるパトロールについては、記載のとおり、実施しているため、予定通り B としたい。

敷地内パトロールについては、夕方・夜間、休日の街頭巡回指導等で 167 回行ったため、B としたい。

市職員による青色回転灯パトロールについては、年間 2 回で少ないが、予定通り実施のため、B としたい。

三条市通学路安全推進会議については、教育委員会が通学路の安全対策に係る機関を集め、2 回会議を行ったため、評価は B としたい。

防犯灯、街灯の整備及び公園の整備については、防犯灯、街灯公園等の整備を予定通り行ったため、B としたい。

自動車駐車場及び自転車駐車場の管理については、環境課で所管する市内の駅の周辺にある駐輪場の管理及び整備を行ったもので、放置自転車の対応も行った。予定通り実施したため、評価は B としたい。

空家等の適正管理については、環境課で空家に対する周辺住民からの苦情等に対応しており、評価は B としたい。

住宅等の防犯対策チラシの設置については、窓口等にチラシを設置して来庁者への情報提供に努めたということで B としたい。

市民なんでも相談については、市の市民窓口課にある相談窓口において、記載の件数の相談を受けたため、予定通り B としたい。

相談体制の整備については、市民なんでも相談室で対応し、警察へ繋いだ件数であり、予定通り行ったため、B となる。

以上が個別事業の評価概要になる。

最後に、推進計画の評価指標となる。刑法犯認知件数は、平成 28 年度を基準として、令和 4 年度に 343 件まで減少するという目標があったが、実績は 309 件となり、目標は達成した。

特殊詐欺被害の件数については、令和 3 年度より増加したため、未達成となった。

窃盗犯の件数については、例年減少しており、令和 3 年と比較

し、184 件となり、目標達成となった。
説明は以上となる。

- (7) 協議事項 (ア) 令和 4 年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の評価について 意見交換

長谷川委員 特殊詐欺の件に関して、少し意見がある。特殊詐欺被害件数は現状、増加しているため、「I-2-①三条市のメールの配信」と「I-2-③防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送」の評価を成果目標通りとする考え方に疑問がある。被害件数の減少をもって、目標達成としなければならないのではと思う。また、高齢者家庭訪問については、1,200 名にチラシ配布を行ったため、未然防止に努めたと言えるのではと思う。

五十嵐課長 御意見いただき、ありがたい。御指摘のとおりだと思うので、今後指標の見直しを図りたい。

- (8) 協議事項 (ア) 令和 4 年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の評価について：全会一致で承認

- (9) イ 協議事項 (イ) 三条市安全・安心なまちづくり推進計画の改定について 坂上係長

資料 No. 4-1 を御覧いただきたい。第三次三条市安全・安心なまちづくり推進計画（素案）の概要をまとめている。まず、根拠については、三条市安全・安心なまちづくり条例第 9 条に規定する推進計画の策定等で、市が推進計画を策定するということが条例で決まっている。

計画の概要については、令和 5 年 3 月中に策定して、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間の計画期間を設けたい。基本方向については、意識づくり、地域づくり、環境づくりの 3 つの基本的方向による防犯を推進するための各種事業に、市民、事業者等、行政、警察が連携・協力して取り組むということを考えている。

重点目標については、2 つ挙げており、1 点目は、刑法犯認知件数を現状の令和 4 年に年間 309 件あったものを毎年、前年より減少する目標を定めたいと考えている。2 点目は、窃盗犯を令和 4 年に 184 件あったものを同様に毎年、前年より減少する目標を定めたいと考えている。

それから、施策の体系については、2 ページを御覧いただくと、体系イメージとして、重点目標に対して先ほど説明した意識づく

り、地域づくり、環境づくりの3つの方向で各事業を位置付けて取り組んでいきたい。

具体の現計画からの変更点については、次に記載している。

1点目は、刑法犯認知件数の目標設定基準についてである。過去10年間で年間の刑法犯認知件数が41%減少となっており、今後、減少率が鈍化することも想定されるため、第2次計画の30%減から20%減に変更したい。

2点目は、犯罪被害者支援に関する施策の追加についてである。先ほど説明したとおり、昨年、三条市犯罪被害者等支援条例が制定されたことに受け、新たに犯罪被害者等支援に関する項目を設け、支援を行っていきたい。

3点目としては、防犯カメラの設置に関する施策として、令和4年度から市が通学路に設置する事業をすでに始めているので、記載内容を変更したい。

また、特殊詐欺被害防止に関する施策について、先ほど、長谷川委員の方からも御指摘があったが、特殊詐欺被害は増加傾向のため、被害防止のために周知をこれまで以上により強化することが重要と認識している。そのため、新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日に合わせて啓発活動を行うこととしていたが、その日に限らず、周知活動をより広く行うような形で記載を変更したい。具体的な変更については、犯罪被害者等の支援や理解を広めるために周知を行う。また、防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送については、実績が少ないことと先ほども意見いただいたが、放送を行うこと自体を成果とすることが適さないため、事業として位置づけるのではなく、I-2-①三条市メール(防犯情報)の配信等に防災無線の記載を追加するような形で変更したい。

また、資料No. 4-2と4-3については、4-3が現在の第2次計画になり、平成30年3月に策定したものである。この計画をベースに令和5年3月に第三次計画案として作成した案が資料の4-2になる。

改訂案の構成としては、1ページ目が、計画の基礎事項で趣旨や位置付け、期間を記載している。また、3ページ目から犯罪の状況を記載しており、19ページまでグラフで示している。20ページに、前計画の目標達成状況等の結果を記載している。

21ページからは第4章として計画の基本的な方向を記載している。27ページからは第5章として、それぞれの個別の事業を記載している。変更箇所については、資料No. 4-1の概要で説明したとおりである。毎年、評価を行い、委員に御意見をいただいて、また目標設定を行う。

42 ページは、計画の推進体制となるが、平成 30 年に策定した計画から特に変更はないが、引き続き協議会の委員の方々と連携しながら進めていきたい。

42 ページ以降は、関係する規定の参照になり、三条市犯罪被害者等支援条例等を追加をしている。

説明は以上となる。

(10) 協議事項 (イ) 三条市安全・安心なまちづくり推進計画の改定について
意見交換

長谷川委員 特殊詐欺被害防止に関する活動を幅広く行っていただくことは非常にありがたい。

また、目標設定について質問がある。特殊詐欺被害は「毎年前年度より減少させること」となっているが、増加した年がある場合、それを基準とするということか。

五十嵐課長 令和 4 年を基準年として減少させるということが基本的な考え方となるので、「基準年よりも減少させる」という書き方に改めたい。

佐藤副会長 高齢者の中では、特殊詐欺の話が大きな関心となっている。警察から講師を派遣してもらい、話をしていただくが、自分に得がなるような話があると騙されてしまう。対策に力を入れてもらいたい。

坂井委員 質問だが、資料 No. 4-2 の 4 ページで県内市町村別犯罪率の比較で、湯沢町の犯罪率が突出して高い理由があるのか。

片桐氏 申し訳ないが、原因までは分析できていない。

坂井委員 地域の特殊性が関係してくると思うので、地域の事情に合った対策をお願いしたい。

五十嵐課長 私もわからないが、おそらく越後湯沢駅があることで交通結節点になっていて、関東方面に近いことが原因の一つと考えられる。以前、警察の方から聞いた話では、三条市は、燕三条駅や三条燕インターがあり、関東からの移動に便利なのが狙われやすい要因としてあるとのことであった。委員の御指摘である地域の特殊性を踏まえて、対策を考えていきたい。

長谷川委員	特殊詐欺に関する事業については、金融機関としても、積極的に協力していきたい。
阿部委員	防犯カメラの設置については、市から補助があるとより設置が進むと思うので、今後検討してほしい。
五十嵐課長	防犯協会で防犯カメラの設置に対する補助がある。説明が必要であれば、市が出向いて説明していきたい。また、市で設置する防犯カメラについては、令和6年度までは通学路を中心としているが、それ以降については、公共施設や公園等の人が集まりやすい場所を検討したいと考えているが、様々な意見を聞いた上で、飲食店が集中する場所等への設置も検討していきたい。
片桐氏	警察の活動だけでは、犯罪の被害防止活動を全て対応できないため、自治会等には、見守り活動で貢献していただいていることに感謝したい。今後も市と協力して対応していきたい。また、特殊詐欺については、地域性があり、去年は、県全体では架空料金請求詐欺が非常に増えたが、三条市内ではオレオレ詐欺がかなり増えた。オレオレ詐欺の中でも送付型という宅急便等でお金を送付させる方法が多い。また、子ども110番の家についても市と協力して行っていきたい。
殖栗委員	高齢者の一人暮らしが多くなり、声を上げづらくなっている。情報共有ができるようなシステムが必要と感じている。
五十嵐課長	そういったシステムをすぐに構築することは困難だが、しっかりと行政と地域が連携を取っていくことは徹底したい。また、市の内部としても、子ども、高齢者、防犯等を所管する課がそれぞれ連携し、地域と話し合っていきたい。
佐藤（勝）委員	まずもって、児童生徒を直接預かる学校関係者としては、各関係団体の皆様から、見守り活動や様々な教室等の支援、啓発事業をしていただき、御礼申し上げる。その上で、お願いする立場になってしまうが、防犯カメラ、それから、登下校時の見守りパトロール等、子どもたちが安全安心に学校に通える環境づくりを、皆様方によろしくお願いしたい。さらに、SNS関係のトラブルが三条市内での小中学校でも見受けられるため、学校としても児童生徒への啓発活動を進めていきたい。

大竹（吾）委員	私は民生委員にもなっているが、地域で高齢者が孤立している問題に直面している。今後地域に貢献していきたいが、難しい問題である。
坂西会長	委員から上がった地域の特殊性への考慮や SNS 関係の犯罪防止等の情報提供を市民に提供していただきたい。また、広報の媒体についても L I N E や Twitter 等の様々な媒体を検討し、市民に的確に早く伝えることができる防犯活動を実現してほしいと考えている。
五十嵐課長	情報提供については、抑止に関する情報提供などをメールで配信するように努めていくとともに、Twitter や LINE 等も活用していきたい。

(11) 協議事項（イ）三条市安全・安心なまちづくり推進計画の改定について：指摘を踏まえて一部修正することとしたほかは全会一致で承認

(12) その他

上原部長	本日の議論を踏まえ、新たに策定する第三次三条市安全・安心なまちづくり推進計画に反映し、市民の皆様が安心して暮らせる三条市の実現を目指したい。
------	--

(13) 閉会